

議案第 61 号

岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって岡山市町村総合事務組合から岡山県中部環境施設組合が脱退することを承認するとともに、岡山市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更を協議するに当たり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合規約（平成 17 年岡山県指令市第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中 「岡山県市町村税整理組合
岡山県中部環境施設組合」 を「岡山県市町村税整理組合」に、「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改める。

別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「、岡山県中部環境施設組合」を削り、同表第 3 条第 2 号及び第 3 号に関する事務の項中「、岡山県中部環境施設組合」を削り、「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改め、同表第 3 条第 4 号に関する事務の項中「、岡山県中部環境施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 並びに別表第 2 第 3 条第 2 号及び第 3 号に関する事務の項中「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改める改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。